

(一社) 長野県資源循環保全協会 様

長野県環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

日頃より、県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年環境省令第 12 号)が、令和 5 年 7 月 27 日に公布され、同年 9 月 16 日から施行される旨、環境省環境再生・資源局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありました。

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)に規定されている産業廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出並びに廃棄物処理施設の設置許可申請、変更許可及び軽微変更等届出(以下「許可申請等」という。)の添付書類の取扱いについて、下記のとおりとしますので通知します。

記

1 規則改正の内容について(書類の添付省略規定を創設)

(1) 規則第 21 条第 1 項関係

改正省令では、許可申請等において、同時に二以上の申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を提出する場合、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書等にこれを添付し、他の申請書等にはその旨を記載して、一の申請書等に添付した書類の添付を省略することができることとした。

(2) 規則第 21 条第 2 項関係

環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。)第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。)を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法により、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができることとした(例:住民基本台帳ネットワークシステムの利用その他の手段により個人や法人の役員等の住民票の写しにおいて確認すべき氏名・現住所の真正性等の内容を確認できるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。)

2 今後の申請書等の添付書類について

(1) 同時に二以上の申請書等を提出し、一の申請書等に同一の書類を添付し、他の申請書等への添付を省略する場合は、書類の添付が省略される他の申請書等に「添付書類の省略について」（申請等の内容に応じて許可申請等の手引の様式を参照）を添付してください。

※「同時に提出」とは「同日に受付された」ことを指すものとします。

(2) 1 (2)については、当該規定が適用される書類は定めません。

(3) 許可申請等の手引を改訂し、令和5年9月16日（省令施行日）から施行します。

※【長野県公式HP】改訂後の手引（令和5年9月16日に掲載します。）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shinse/recycling/index.html>

（問合せ先）

担当：資源循環推進課廃棄物審査係 塩沢、山浦

電話：026-235-7164（直通）

FAX：026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp